

茨城県後期高齢者医療広域連合議会事務局処務規程

平成 19 年 4 月 27 日

議会告示第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、茨城県後期高齢者医療広域連合議会事務局設置条例（平成 19 年茨城県後期高齢者医療広域連合議会条例第 4 号）第 3 条の規定に基づき、議会事務局（以下「事務局」という。）の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 事務局の所掌事務は別表のとおりとする。

(職及び職務)

第 3 条 事務局に次の職員を置き、議長が任命する。

(1) 事務局長

(2) 書記

2 事務局長は、議長の命を受け、庶務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 書記は事務局長の指揮を受け、その担当する事務に従事する。

(事務局長の専決事項)

第 4 条 事務局長の専決事項は、茨城県後期高齢者医療広域連合事務決裁規程（平成 19 年茨城県後期高齢者医療広域連合訓令第 1 号）別表第 2 第 4 項の規定を準用する。この場合において「課長」とあるのは「事務局長」と読み替えるものとする。

(準用)

第 5 条 この規程に定めるもののほか、事務の処理、文書の取扱い及び職員の服務等に関しては、広域連合長の事務部局の例による。

附 則

この告示は、平成 19 年 4 月 27 日から施行する。

別表

分掌事務

- (1) 本会議及びその他の会議に関すること。
- (2) 議案並びに発議、質問及び発言通告に関すること。
- (3) 請願及び陳情の取扱に関すること。
- (4) 議決事項及び決定事項の処理に関すること。
- (5) 会議録その他会議の記録に関すること。
- (6) 傍聴に関すること。
- (7) 議長及び副議長の秘書に関すること。
- (8) 文書の收受、発送及び保存に関すること。
- (9) 公印の保管に関すること。
- (10) 議会関係条例、規則等の制定改廃に関すること。
- (11) 事務局諸規定の制定改廃に関すること。
- (12) 議員の任期、身分、履歴並びに報酬、費用弁償その他処遇に関すること。
- (13) 職員の任命、服務に関すること。
- (14) 議会費の予算及び決算に関すること。
- (15) 各種調査資料の収集及び統計に関すること。
- (16) 各種照会に基づく調査及び回答に関すること。
- (17) 行政情報の公開に関すること。
- (18) 個人情報の保護に関すること。
- (19) その他必要と認められること。